

《中学生医療費の現物給付化について》

【基本事項】

①半田市在住の中学生に対して、平成28年4月1日から使用できる半田市内の医療機関等でのみ有効な子ども医療費受給者証（ピンク色。「通院1割負担」の記載有り。別紙参照。）を交付します。

受給者番号は「406」で始まる8ケタの番号となります。（小学生以下の受給者証は変更しません。従来どおり「306」で始まる8ケタの番号で、クリーム色です。）

②受給者が半田市外で受診等した場合、受給者証は使用できません。従来と同様に医療機関等で総医療費の3割を徴収していただき、受給者が診療月の翌月以降に市役所で還付手続きをしていただく必要があります。

※市内・市外の判断について

あくまでも受診（調剤）する医療機関等の所在地で判断します。例えば、半田市外の医療機関で処方箋をもらい、市内の調剤薬局で薬を受け取った場合、受給者証は市内の調剤薬局では使用できますが、市外の医療機関では使用できません。

③自立支援医療、小児慢性特定疾患、難病法など、他の公費負担制度で通院される場合、受給者証は使用できません。（入院の場合は使用できます。）該当の公費負担制度を利用していただき、受給者が診療月の翌月以降に市役所で還付手続きをしていただくことにより還付をいたします。

※ただし、自立支援医療（精神通院）で受診される場合で『精神障がい者医療費受給者証』をお持ちの方は、そちらを使用していただけです。

【レセプト・医療費請求書（連記式）について】（記載方法等詳細は別紙）

①半田市国保分福祉医療併用レセプトの公費負担者番号欄に記載していただく番号は次のとおりとなります。（公費受給者番号欄は従来どおり「9999996」です。）

- ・未就学児及び小学生の入・通院…「81230005」（本人一部負担が無い場合の番号）
- ・中学生の入院…「81230005」（本人一部負担が無い場合の番号）
- ・中学生の通院…「81238883」（本人一部負担があるため別番号）

※被用者保険・他市町村国保・国保組合の場合の医療費請求書（連記式）については、公費負担者番号を記載する欄はありません。

※中学生の入院については、未就学児・小学生と同様の処理をしてください。

平成28年1月21日

半田市福祉部国保年金課医療福祉担当